

「レシートを活用した市内飲食店利用促進事業業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「レシートを活用した市内飲食店利用促進事業業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等について、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」、「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」及び「横浜市経済局プロポーザル方式による委託業者選定取扱要領」に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(提案資格)

第2条 本プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルへの参加意向申出書の提出日において、「令和3・4年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」に種目として「319 イベント企画運営」、「320 各種調査企画」及び「323 広告」の各順位が3位以上で登録されている又は提案書を提出した時点で、同種目において現に入札参加資格審査申請中であり、受託候補者の特定までに登載が完了している者であること。
- (2) 「令和3・4年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」における所在地区分を「市内」、「準市内」又は「市外」、規模区分を「中小企業」又は「大企業」で登録されている又は提案書を提出した時点で、同区分において現に入札参加資格審査申請中であり、受託候補者の特定までに登載が完了している者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (5) 当該提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。
- (6) 共同事業体（当該業務を共同連携して行うことを目的に、結成した共同体）である場合、次の条件を満たすこと。
 - ア 幹事者を定め、その幹事者は、上記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の条件をすべて満たすこと。
 - イ 構成員は上記(2)、(3)、(4)の条件をすべて満たすこと。
 - ウ 幹事者は、全構成員の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した共同事業体の協定書を締結すること。押印する幹事者の印は、契約時に使用するものと同一のものを使用すること。
 - エ 構成員の分担業務が、業務内容により「共同事業体協定書」において明らかであること。
 - オ 「共同事業体」の各構成員は、当該業務について提案を行う他の共同事業体の構成員になっていないこと。また、共同事業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと。

(審議事項)

第3条 プロポーザルの実施に関する審査は、横浜市経済局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「局業者選定委員会」という）において実施し、審議事項は次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

- ア プロポーザル手続及び公募条件の決定
- イ プロポーザルの評価方法の決定
- ウ プロポーザル関係書類提出要請書の審査
- エ その他必要と認めるもの

(2) 選定に関する審査

- ア プロポーザルの評価
- イ 事業を委託する事業者の特定
- ウ プロポーザルの評価結果の通知

(事業期間)

第4条 委託期間は、契約を締結した日から令和4年3月31日までとする。

(参加表明手続)

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第2条に定める提案資格を満たすものであるかを確認し、その結果を参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

(実施の公表)

第7条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第8条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施内容
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第9条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) スマートフォンアプリ等を通じたレシート写真等の読み取りによるポイント還元やキャッシュバック等

- (2) 市内飲食店で一定額以上を利用した本事業の参加者への抽選の実施と景品の発送
 - (3) 本事業参加者の属性データに基づく市内飲食店利用状況の分析
 - (4) 広報や問合せ対応等のその他業務
 - (5) 事業実績・企業としての取組に関する視点等
- 2 「令和3・4年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託)」において、市内の中小企業として登録されている場合、5点の加点とする。
※共同事業体の場合は、一者が市内の中小企業である場合に加算する。
- 3 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 4 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。
- 6 評価委員の採点の合計点数が、満点の5分の3以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。
- 7 評価点の合計が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
(1) 加重項目の合計点が上位の者
(2) 加重項目に4点(やや劣る)以下の評価のない者

(プロポーザル評価委員会)

- 第10条 第3条第2号に定めるプロポーザルの評価にあたっては、レシートを活用した市内飲食店利用促進事業業務委託に係るプロポーザル評価委員会(以下、「評価委員会」という)を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長及び副委員長を置き、委員は次のとおりとする。
- 委員長 経済局副局長
副委員長 経済局市民経済労働部長
委員 経済局総務課長
委員 経済局企画調整課長
委員 経済局商業振興課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を局業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

- 第11条 局業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、局業者選定委員会において、次の事項について審査する。
- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に關し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。